

国士舘大学受託研究取扱規程

制定 平成21年10月28日

(趣旨)

第1条 この規程は、国士舘大学（以下「本大学」という。）における教員個人又は教員のグループが外部機関（以下「委託者」という。）から職務として委託を受けて行う研究で、これに要する経費を委託者が負担するもの（以下「受託研究」という。）の取扱について定める。

(定義)

第2条 この規程による用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「受託研究」とは、本大学が委託者からの委託を受けて行う研究で、これに要する経費を委託者が負担するものをいう。
- (2) 「委託者」とは、官公庁等又は企業等その他外部の機関をいう。
- (3) 「受託研究担当者」とは、本大学の専任教員であって当該受託研究を行う者をいう。
- (4) 「発明等」とは、国士舘職務発明規程（以下「職務発明規程」という。）第2条第1号に規定する発明等をいう。
- (5) 「知的財産権」とは、職務発明規程第2条第3号に規定する知的財産権をいう。

(受入れの基準)

第3条 受託研究の受入れの基準は、当該研究が本大学の研究教育上有意義であり、本大学の研究教育に支障を生じるおそれがないと受託研究担当者が所属する学部及び附置研究所（以下「所属機関」という。）によって認められたものであることとする。

(受託研究の申込及び担当窓口)

第4条 本大学に受託研究を委託しようとする者は、別に定める受託研究申込書を本大学の学長（以下「学長」という。）あてに提出するものとする。

- 2 受託研究申込書を受けた担当課（教務部学術研究支援課）は、所属機関の長に引き継ぐものとする。

(受託研究の受入れの決定)

第5条 学長は、前条の申込があった場合には、第3条に規定する基準に基づき受託研究の受入れを決定するものとする。

- 2 学長は、前項により受入れを決定したときは、理事長に受託研究契約の締結を申請するものとする。

(受託研究契約)

第6条 理事長は学長から前条第2項の申請を受けたときは、受託研究契約を締結するものとする。

(秘密の保持)

第7条 理事長及び委託者は、受託研究契約の締結に当たり、相手方から提供又は開示を受け、もしくは知り得た情報について、非公開とする旨を定めることができるものとする。

(受託研究代表者)

第8条 本大学の受託研究担当者が同一件名につき同一機関内において2人以上いる場合又は2以上の機関に所属する場合は、相互に協議の上、受託研究代表者を定めるものとする。

(受託研究の開始)

第9条 受託研究の開始は、経費の納入が確認された日とする。ただし、事情により開始日を契約日とすることができる。その場合の支払い猶予期間は30日以内とする。

(受託研究協力者の参加及び協力)

第10条 本大学は、受託研究の遂行上、受託研究担当者以外の者の参加又は協力を得ることが必要と認められた場合には、委託者の同意を得た上で、受託研究担当者以外の者を受託研究協力者として受託研究に参加させ、又は協力させることができる。

(受託研究経費)

第11条 委託者は、本大学が受託研究のために必要となる謝金、旅費、消耗品費、備品費等の直接的な経費（以下「直接経費」という。）及び受託研究に関連し直接経費以外に必要な経費（以下「間接経費」という。）の合算額を負担するものとする。

2 間接経費は、原則として直接経費の10%に相当する額を標準とする。ただし、委託者側の事情により10%に相当する額と異なる額とする場合には、委託者と受託研究担当者とは合意した額とする。

3 前項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、学長がやむを得ないと認めるときは、直接経費のみとすることができる。

(1) 委託者が官公庁等であって、間接経費を措置することができない場合

(2) 競争的研究資金のうち、当該研究資金に係る間接経費が措置されていない場合

(設備等の取扱)

第12条 受託研究経費により取得した設備等は、特段の定めがない限り本大学に帰属するものとする。

(受託研究の中止又は期間の延長)

第13条 受託研究を中止し、又はその期間を延長する必要があるときは、受託研究担当者は、

速やかに学長に報告するものとする。

- 2 学長は、前項の報告を受けた場合において、やむを得ない理由があると認めるときは、受託研究の中止又はその期間の延長を決定し、理事長に契約の停止又は更新の締結を申請するものとする。
- 3 理事長は、学長から前項の申請を受けたときは、変更契約を締結するものとする。

(受託研究費の返還)

第14条 受託研究を完了し、又は本大学からの申出により中止し、もしくはその研究期間を変更した場合において、受託研究経費に残額が生じ、委託者から残額について返還の請求があった場合には、原則として返還するものとする。

- 2 委託者からの申出により受託研究を中止し、もしくはその研究期間を変更した場合において、受託研究経費に残額が生じた場合には、原則として返還しないものとする。

(進行状況の報告)

第15条 所属機関の長は、必要に応じ、受託研究担当者に受託研究の進行状況に関する報告を求めることができるものとする。

(発明等の出願等)

第16条 受託研究担当者は、受託研究により発明等が生じた場合は、所属機関の長を経由して、速やかに学長に届け出るものとする。

(知的財産権の帰属)

第17条 受託研究により生じた発明等の知的財産権は、原則として本大学に帰属するものとする。

- 2 官公庁等からの委託による受託研究により生じた発明等の知的財産権は、官公庁等と協議の上、帰属を決定するものとする。

(知的財産権の実施)

第18条 理事長は、受託研究により生じた発明等の知的財産権につき、本大学が単独所有する知的財産権（以下「大学所有知的財産権」という。）を、出願したときから10年を超えない範囲内において期間を定め、委託者又は委託者の指定する者（以下「実施委託者等」という。）に独占的に実施させることができる。ただし、必要に応じて本大学及び実施委託者で協議の上、10年を超えて更新することができるものとする。

(第三者に対する実施の許諾)

第19条 前条の場合において、実施委託者が、正当な理由なく一定の期間（学長と委託者が協議して定めた期間）を超えて実施しないときは、学長は、当該実施委託者等の意見を聴取の上、当該実施委託者等以外の民間機関等に対し、当該大学所有知的財産権の実施を許諾することができるものとする。

(実施料)

第20条 前二条により、本大学所有の知的財産権の実施を許諾したときの実施料は、別に定める実施契約によるものとする。

(実施報告書の作成)

第21条 本大学は、受託研究により得られた研究成果についての報告書を作成するものとする。

(受託研究完了報告書の提出)

第22条 本大学の受託研究担当者は、受託研究が完了したときは、速やかに所定の受託研究完了報告書を所属機関の長に提出するものとする。

2 所属機関の長は、前項の報告書の提出を受けたときは、その旨を学長に報告するものとする。

(研究成果の公表)

第23条 本大学は、受託研究による研究成果を原則として公表するものとし、公表の時期及び方法については、委託者と協議の上、定めるものとする。

(細則)

第24条 この規程の施行に必要な事項は、別に細則を定める。

附 則

この規程は、平成21年11月1日から施行する。